

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第 473 号 この資料は全部お読みいただいて 90 秒です。

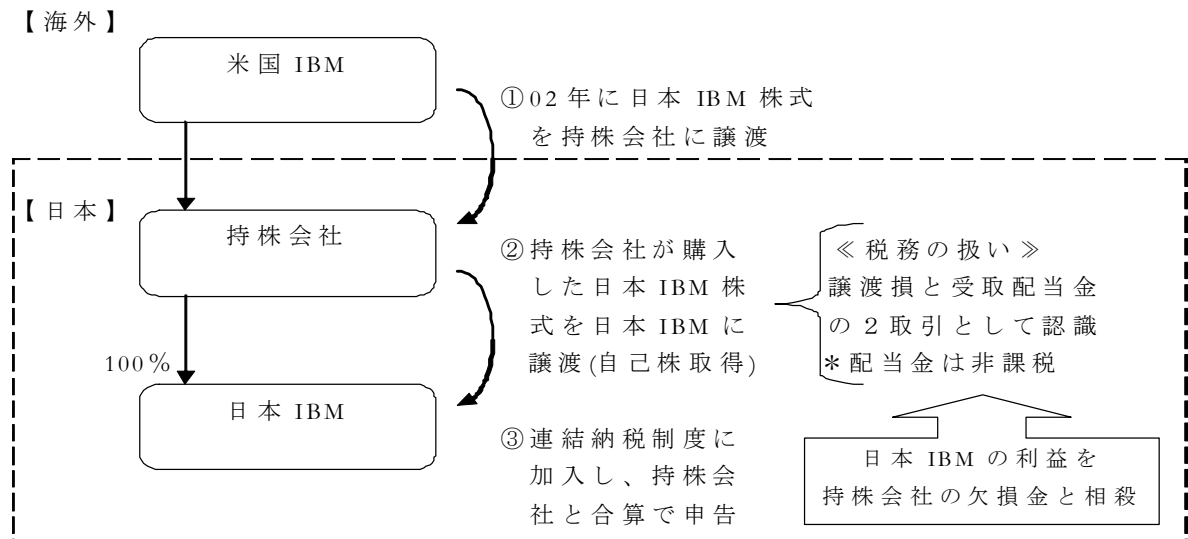
今回のテーマ： 節税策か租税回避行為に当たるかー日本 IBM の追徴課税

過去最大の追徴課税

3 月下旬、日本 IBM グループに関して 08 年 12 月期までの 5 年間に約 4 千億円の利益の申告漏れがあったとして追徴課税を受けた、と報道されました。

取引の概要

IBM になにが起きたのか。報道内容を整理すると、子会社日本 IBM の株式によって生じた持株会社の欠損金と、子会社日本 IBM の利益とを、グループ合算で申告する連結納税制度によって相殺したことが、制度の濫用にあたると見られます。



形式的に違法行為でなくても

日本 IBM グループの個々の取引に法令違反はないと見られます。ただし、持株会社の欠損金は、持株会社から発行会社（日本 IBM）へ、発行会社の株式を譲渡する自己株取得に適用される税法特有の制度（利益対象外の受取配当金と、損失扱いの株式譲渡損）によって発生したものです。一連の取引に先立ち設立された持株会社の目的や、連結納税制度への加入、この自己株取得を行うに至った事業上の理由など、租税回避の目的以外には、合理的な経済活動としての説明ができないとされたものと思われま

租税回避とは・・・

行為自体は直ちに違法とは言えないが、通常用いられる法形式ではなく、異常な法形式を選択して、不当に租税負担を軽減または排除する行為を租税回避行為と呼んでいます。

自己株取得によって生じたみなし配当や譲渡損益については、その後法律改正がおこなわれ、この 10 月以降、日本 IBM と同様な租税回避は法令上もできなくなりました。

お見逃しなく！

法律の規定によらないで課税された例として、上場金融機関による外国税額控除枠の第三者利用行為に関して、「本来の制度の趣旨・目的から著しく逸脱する対応で納税を免れる取引をあえて選択実行し、税負担の公平を著しく害する行為は、制度の濫用である」とした判例がありますが、本件が節税策か制度の濫用による租税回避行為か、最終的結論が注目されます。